

留学生の就職活動 在留資格手続ガイド

ブローカーの介入阻止と 適正手続きについて

- 就職活動
- 内定
- 在留資格変更
- 在留資格更新
- 虚偽申請への入国管理局の対応

創新国際法務事務所

行政書士 手川俊幸

東京都新宿区百人町1-16-14マキバビル3階

電話 03-5338-6727 / FAX 03-5338-6606

E-mail visa@gyousei-tegawa.com

就職活動

専門士

工業
農業
医療
衛生
教育・社会福祉
商業実務
服飾・家政
文化・教養

専攻

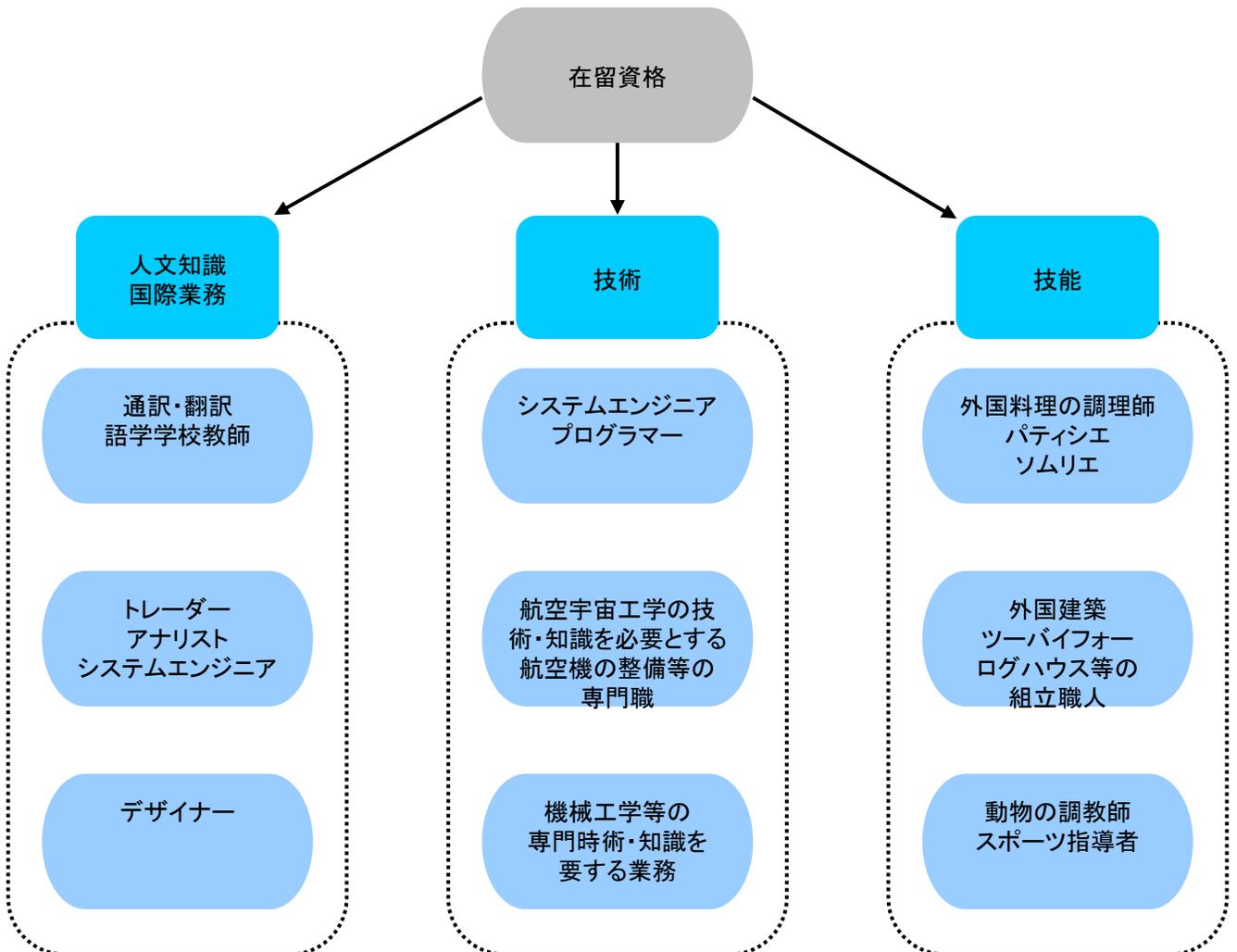
法学
経済学
政治学
商学
経営学

体育学

文学
語学
社会学
歴史学
心理学
教育学
芸術学

理学
化学
工学
農学
水産学
薬学
医学
歯学

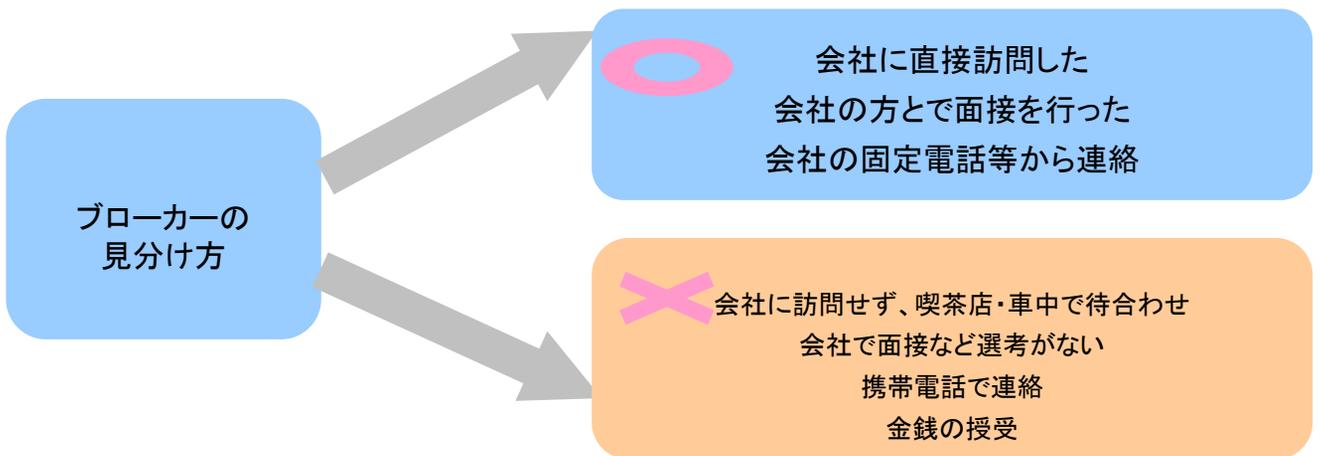
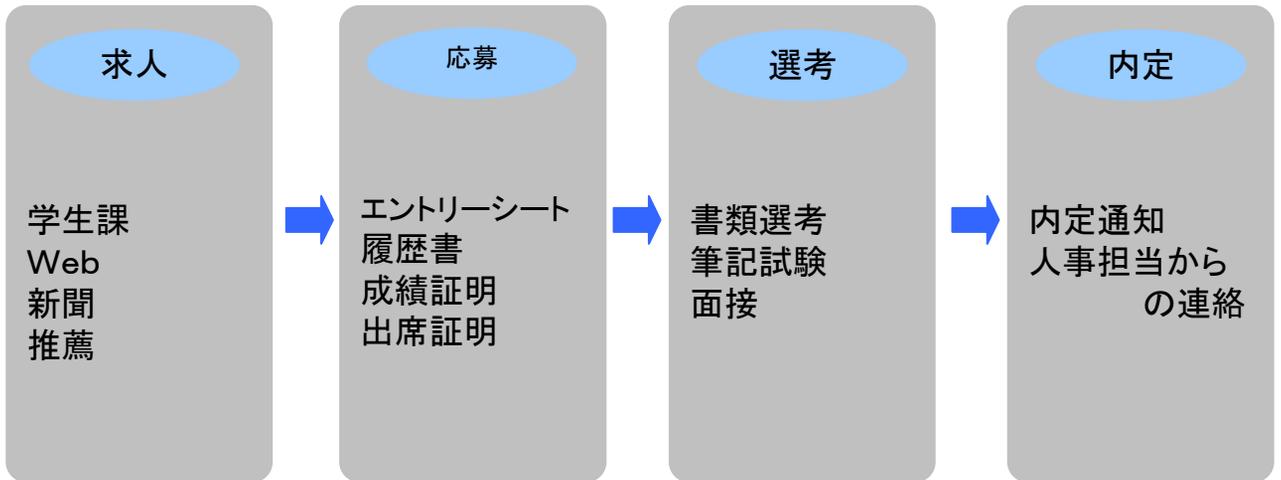
専門、専攻にあった会社・職業・職務内容の選択



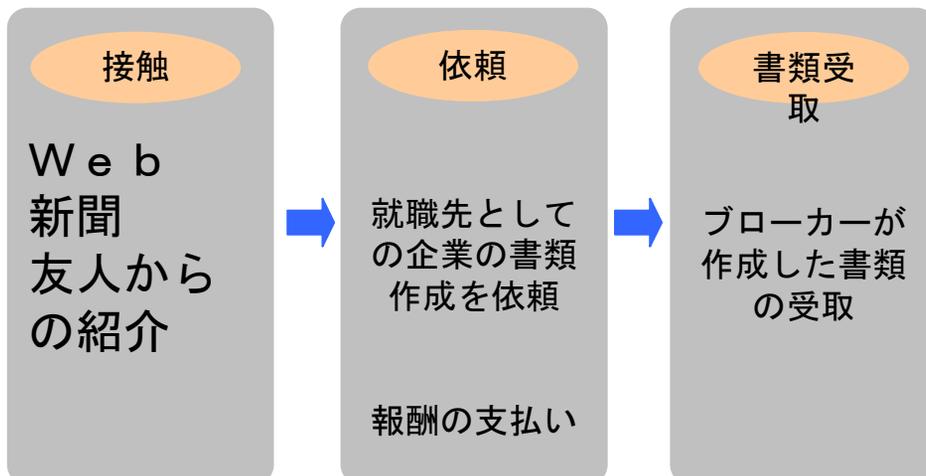
専門知識と職務内容が一致しない場合は在留資格が認められません。
応募の際に業務内容の確認をして、面接の時に自分の就業可能な業務の
説明をきちんとし、それに合った業務内容で採用して頂くようにして下さい。

内定までの流れ

通常の就職活動



ブローカー斡旋



在留資格変更手続き

必要書類

申請人

申請書
パスポート
外国人登録証明書
履歴書

学校

出席証明書
成績証明書
卒業見込み証明書

卒業後
卒業証書
専門士資格証明書

会社

登記簿謄本
パンフレット
会社案内

決算書類

源泉徴収票等の法定調書
合計票 等

内定通知
雇用契約書

会社から内定を頂いたら、在留資格変更の手続きのために必要な資料を集めます。申請人・学校の資料は比較的簡単に用意できますが、会社の資料は、その会社に協力して頂かなくてはなりません。この資料は、会社の人事担当者に直接依頼するのがよいでしょう。

また、変更・更新の手続きは概ね2ヶ月前からの受付なので、公的書類が発行から3ヶ月以内に提出できるよう、スケジュールを立てて申請してください。

会社の資料入手の際に、会社以外の第三者の介在があると偽造文書の可能性があります。必ず会社と直接、連絡を取るようして下さい。
また、この段階で金銭の請求をしてくる会社は、会社としてブローカーをしていますし、入管も内定と認めていませんので、接触を断つようして下さい。

ブローカーは一見、本物のような書類を作成し、渡してきますが本当の会社が作成したものではなく、ブローカーが会社の印鑑を作成し、それをういて作成した偽造文書です。入国管理局・行政書士などの専門家が見れば、偽造の文書はすぐにわかります。

また、税務署への申告・届出をした書類が必要書類として新たに加わり、偽装就職であることが直ちに判明するようになりました。

就労ビザの更新

提出資料

申請人

パスポート

外国人登録証明書

健康保険証

会社

在職証明

Or
雇用契約書

源泉徴収票
等の法定調書
合計票等

公的文書

住民税の
課税証明書
納税証明書

→1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの

在職の証明

通常、在職証明は無条件で発行する。
法律で発行して貰えることを定めているので、発行への手数料の請求には応じない。

会社が納税の義務を果たしているか確認のため
税務署関係の書類の提出が必要となりました。

収入の証明

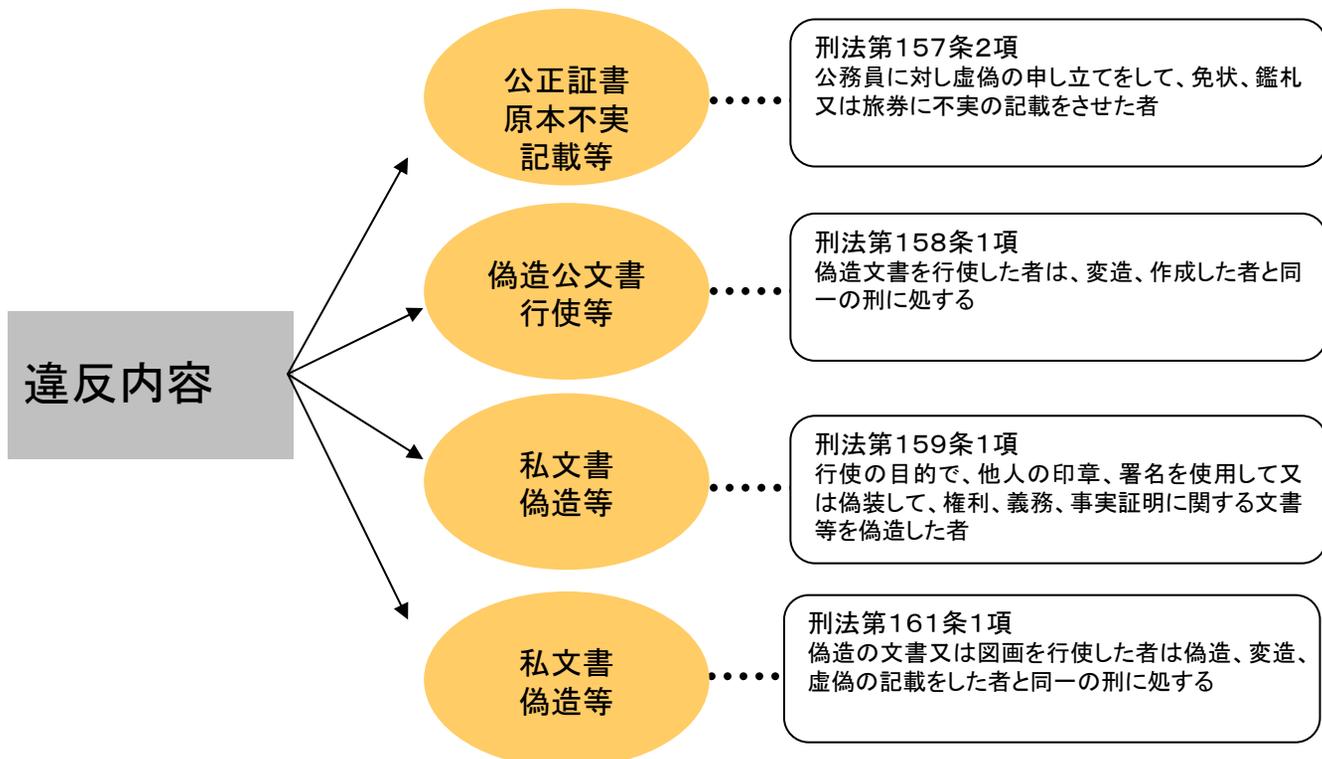
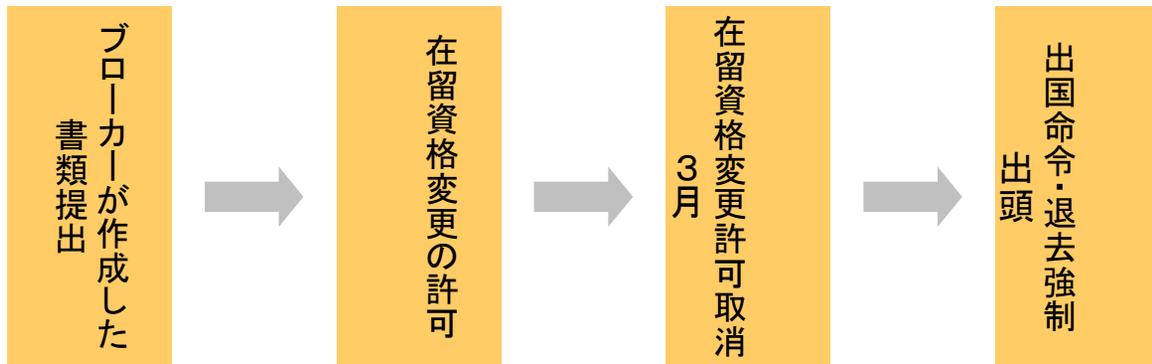
会社では給与から税金を差引いて納税することになっていますので、正当な手続きしないで、納税をしていない会社は違法な会社です。

1年目の更新は会社から「源泉徴収票」を貰いそれを提出してください

社会保険加入の証明

平成22年4月1日以降の更新については、窓口において保険証の提示が必要です。

虚偽の申請への罰則 入国管理局の対応



ブローカーが偽造した文書を使用した者も犯罪者です

虚偽の書類を使用した場合は、刑法犯のとなり、入国管理局から警察に告発すれば逮捕され刑事罰を科される可能性もあります。
現在、入国管理局の対応としては刑事罰を科するのではなく出国準備、出国命令、退去強制手続きをとるようです。